

諮問番号：令和元年度諮問第35号

答申番号：令和2年度答申第11号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る処分は、取り消されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人が障害者グループホーム（以下「本件GH」という。）に入居した際に処分庁が適切な家賃を認定しなかったこと及び年度ごとの家賃の見直しも行わなかったことが原因であるにもかかわらず、請求人に多額の返還を求める原処分（生活保護費返還処分）は、違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、請求人が提出した家賃証明書により月額家賃を認定していたものである。請求人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく特定障害者特別給付費（以下「補足給付」という。）による家賃助成を申請し、受給したのであれば、生活保護法（以下「法」という。）第61条の趣旨からしても、自主的に処分庁に報告すべきであるが、請求人又は本件GHを運営する事業者（以下「事業者」という。）からこれに関する相談・報告等はなく、届出義務を怠っていたものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 本件においては、障害者総合支援法に基づき、請求人に対する補足給付による家賃助成として、事業者に月額1万円が支払われていることが認められる。保護は他法他施策を活用してもなお不足する分を補う程度において行われるものであることから、請求人の住宅扶助に係る最低生活需要は、本件GHの家賃月額から家賃助成額を減じた額とすることが相当であり、補足給付の支給開始から、処分庁が請求人の住宅扶助費を変更するまでの間において、請求人の住宅扶助費が過大に支給されたことが認められる。そして、処分庁はその返還を求める原処分を行ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 なお、補足給付の支給は、保護の実施機関において認識可能なものであり、

実際、本件における過支給は、処分庁の担当者が庁内の担当課に確認したことにより発見されたことが認められる。

しかしながら、過支給された保護費について返還義務があることは前記のとおりであり、また、被保護者には生計の状況等について変動があったときは、速やかに、保護の実施機関等にその旨を届け出なければならない義務が課されているところ、本件では、補足給付により請求人の家賃の実負担額が軽減されているのであるから、少なくとも請求人の生計の状況等に変動があったとして、処分庁にこれを届け出る義務があったものと認められる。それにもかかわらず、請求人は届出を行っていなかったのであるから、過支給の原因が、一方的に処分庁にあるとする請求人の主張は採用することができない。

- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年1月29日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月4日、3月30日、4月22日、5月20日及び6月9日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第4条第1項及び第8条第1項）。

そして、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。他方、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき等は、速やかに、職権をもってその決定を行わなければならないとされている（法第25条第2項）。

また、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

なお、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極

力その利用に努めさせることとされており、その中でも、障害者総合支援法については、特にその活用を図ることとされている。

そこで本件についてみると、請求人は、平成27年7月に本件GHに入居し、同月分から、請求人に代わり事業者に、補足給付による家賃助成として月額1万円が支払われているところ、保護は他法他施策を活用してもなお不足する分を補う程度において行われるものであるから、請求人の住宅扶助に係る最低生活需要は、家賃月額3万6,000円から家賃助成額の1万円を減じた2万6,000円とすることが相当である。

そして、処分庁が請求人に対し補足給付による家賃助成が支給されている事実を発見し、住宅扶助費を変更したのが平成30年7月であったため、請求人の住宅扶助費は、平成27年7月からの48か月間、毎月1万円が過大に認定され、合計48万円の住宅扶助費が過大に支給されたこととなる。

この点、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとされているのであるから、請求人は、補足給付による家賃助成について処分庁に届け出る義務があったと認められる。補足給付による家賃助成は、事業者が請求人に代わって申請し、受領するものであるから、請求人がかかる事実を了知し、処分庁に届出を行うことは、必ずしも容易とはいえないが、このことをもって届出の義務を免れるものではない。

しかしながら、補足給付による家賃助成は、障害者総合支援法に基づき支給されるものであるから、請求人が本件GHに入居している事実をもって、処分庁が当該支給を了知することは困難とはいえない。現に、本件においては、処分庁の職員が障がい者担当部署に問い合わせたことにより了知した事実が認められる。

加えて、処分庁は、保護の実施機関として、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき等は、速やかに、職権をもってその決定を行うものとされている。このことに鑑みれば、本件GHが処分庁の所管外の区域に所在していたことを考慮しても、処分庁は、請求人が本件GHに入居し、管理人の同席の下、最初に訪問調査を実施した同月29日には請求人に補足給付による家賃助成が支給されていた事実を了知でき、同年8月のうちには生活扶助費を見直す手続をなし得たものと認められる。それにもかかわらず、処分庁は、同年9月から46か月間にわたり、当該事実を把握していなかったのであるから、請求人の生活状態について適切な調査が行われていたものとは認めがたい。よって、原処分のうち、同年7月及び8月の計2万円を除く46万円の返還を求めた部分については、請求人にとって酷であるといわざるを得ない。

したがって、同年7月及び8月の保護費について返還を求めることは適法かつ正当であると認められるものの、当該期間を除いた保護費の返還を求めた部分に係る処分庁の判断は違法なものであるといわざるを得ない。

以上のとおり、原処分は取り消されるべきであり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子